【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書）

**第一条の十七**　法第二条第二十四項第二号に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第七号に規定する支払手段（通貨に該当するものを除く。）、同項第十一号に規定する証券及び同項第十三号に規定する債権とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書）

**第一条の十七**　法第二条第二十四項第二号に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第七号に規定する支払手段（通貨に該当するものを除く。）、同項第十一号に規定する証券及び同項第十三号に規定する債権とする。

（改正前）

（新設）